

コンピュータ犯罪

大 谷 實

一 問題の背景

(一) 近年、コンピュータによります情報処理の普及には目覚しいものがあり、コンピュータは、銀行のオンライン、クレジット、航空・交通の管制制御など幅広い分野で活用され、社会生活の根幹をなしつつあるといっても過言ではありません。ですから昨年暮れの東京・世田谷の地下ケーブル火災でも実証されましたように、コンピュータ・システムが正常に働きませんと、社会生活を大混乱におとし入れること必然而す。そこで、最近ではコンピュータを安全に運用するための対策が急務と考えられるようになり、警察庁では「コンピュータ・システム安全対策研究会」を発足させ、コンピュータの使用に関する安全基準や事故防止策の法制化を促進しつつあるということです。

これから検討しますコンピュータ犯罪も、コンピュータの安全対策の一環に組み込まれるものであることは、勿論であります。そこで、私も刑事法を研究する者も、現在、コンピュータに関連して

発生しております反社会的行動には、いかなる態様のものが実態として存在しているか、また、それは現在の刑法で処罰できるか、さらに処罰できない場合には、どのような法律上の対策を講ずればよいかといった研究をすすめてつあります。私の研究については、他に発表する機会をもちましたが、本誌におきましては、一般の方々にもご理解いただけるように、何が問題であり、それをどう解決すべきかについて、そのあらましを述べたいと思います。

(二) では、コンピュータ犯罪とは、そもそもどのような行為をいうのでしょうか。私もは、これを定義して「コンピュータ・システムに向けられた犯罪またはこれを悪用した犯罪」というのですが、これを少し細かく分類しますと、第一に、コンピュータ・システムを悪用する犯罪、第二に、コンピュータ情報を悪用する犯罪、および第三に、コンピュータに加害する犯罪ということになります。第一の類型の典型的な例としては、三和銀行茨木支店事件のようにコンピュータ・オンラインシステムを悪用しまして、例えば銀行員が架空人名義の普通預金口座を自行の他の支店に開いておい

て、自分が勤務する銀行の支店から送金させ、そこから預金を払い戻して逃げる場合があります。この種の犯罪を防止するためには、これを利用する側の管理体制をきちんとすること以外にありませんが、刑法の立場からみますと、結局は、オンライン・システムを利用して、銀行から金銭を騙し取ったこととなりますので詐欺罪になり、この罪で処罰することができますから、それほどむずかしい問題とはなっていないのです。

この類型では、もう一つCD犯罪があります。CD犯罪といいますが、現金自動支払い機(Cash Dispenser)の不正使用にかかわるもので、窃んだり、拾ったりして取得した他人のキャッシュカードを用いて現金を引き出す犯罪が一般的なもので、昭和五八年には約六五〇件の犯罪が発生したといわれます。この種のCD犯罪は、被害者のカード管理の不注意が大きな原因となっていることは申すまでもありません。特に、犯人が暗証番号を発見しないかぎり現金は引き出せないので、自分の生年月日や車のナンバーなどを暗証番号にしているために、運転免許証等から簡単に番号を見破られてしまうといったケースが圧倒的に多いのです。

ともあれ、この種のCD犯罪も、一般的には窃盗罪で処罰できますので、刑法上は特に問題となりません。若干論議をよんでいますのは、キャッシュ・カードを偽造して現金を引きだそうとする場合であります。もちろん、銀行名などキャッシュ・カードのうえに表示されている部分をも含めて偽造した場合には文書偽造罪で処罰できるのですが、問題は銀行名等を記載せず、白地のプラスチック板上に磁気テープを貼付したような場合は、果して文書として処罰で

きるかです。私は、後にお話するように、少なくともそれを用いて現金を引きだそうとしないかぎり無罪だと思うのですが、一方、このような有害な行動を刑法上放置しておくべきでないことは勿論です。

第二の類型としては、コンピュータからデータをプリント・アウトして盗み出す場合が代表的な例ですが、普通は、その文書に対する窃盗罪になります。もともと、この種の犯罪は、企業内部者で情報を管理している者が、産業スパイとして右の文書を持ち出すという仕方で行なわれる場合も多く、このときは窃盗ではなく背任になるのです。ところが最近、部外者がプリント・アウトした文書はそのままにしておいて、それをカメラで撮影して情報を盗み出すという不正行為が現われてきました。この行為は、窃盗罪では勿論のこと背任にもならないので、結局は無罪としなければならない。しかし、これも処罰できないからといって放置しておくわけにはいきません。

第三の類型としては、コンピュータの電磁的記録物に不正にインプットしたり、データ内容を改変あるいは消去する行為があります。問題は、そもそも電磁的記録物は刑法にいう「文書」にあたるかにあるのですが、私は、この問題の論議は、今日のように技術革新の激しい時代において、刑法あるいは刑法解釈論はいかにあるべきかを考えるうえで、極めて重要であると思いますので、以下、この問題を中心にコンピュータ犯罪の対策について考えてみることにします。

二 電磁的記録物をめぐる論議

(一) さて、電磁的記録物の内容を不法に変えたり、消去する行為を刑法で問題とする場合、一つは文書偽造の罪、つまり文書偽造罪とか公正証書等原本不実記載罪で処罰できるか、もう一つは、文書毀棄罪で処罰できるかが課題となるのでありまして、もし、これで処罰できなければ無罪としなければならないのです。

ところで、コンピュータの記憶装置の構造は、マークシートによってデータをコンピュータに入力し、メイン・メモリから読み出された信号に対応して磁気テープ等の上に、プラス、マイナスに磁化するることによってデータを永続的に記憶するものなのです。したがって、磁気テープや磁気ディスクにおいては、コンピュータ特有の目には見えない記号によってデータ内容が表示されているにすぎないわけです。このように人の意識を永続的に、ある物体の上に表示するものではありませんが、それ自体としては読むことももちろん、見ることもできない性質をもつ電磁的記録物は、果して文書といえるか、これが問題の核心です。

(二) では、刑法において文書とは、どのような内容のものとして理解されてきたのでしょうか。私どもは、従来、一般に文書とは文字またはこれに代わるべき——つまり可読的——符号を用いて、ある程度持続的に物体上に記載された人の意識（意思・観念）であって、社会生活上重要なものをいうとしてまいりました。裁判所もずっと以前から、これと同じように考えてきたのです。この定義からしますと、たしかに電磁的記録物も、人の意識を永続的に記憶し

ているものであり、磁気テープという物体の上に表示されたものでもありますから、それが社会生活上重要なものであるかぎり、文書といってもよいと思います。

しかしながら、電磁的記録物において表示されている記号は、コンピュータ特有のものであって、磁気としてプラスとマイナスが組み合っているものにすぎないので、文書の本質的な性質である見ることができるといふこと、つまり可視的性質を欠いているのです。したがって当然に読むこともできない、つまり可読性の要件をそなえていないのです。そうだとすると、肝心の文書という性質が電磁的記録物には欠けているのでありますから、先に述べましたような不正行為を文書犯罪として処罰できなくなるといふ論法になるはずです。

さて、このところまでは、大方の見解は一致するのですが、問題はここから先にあります。一つの学説は、たしかに伝統的な文書概念からすれば可視的・可読的というのは文書の要件であり、電磁的記録物は文書といえないだろうけれども、技術革新にともなって新しい記録物が現われたのであり、電磁的記録物も人の意識を記録するという点では文書と同じであり、また、記録物に対する社会一般の信用という意味でも同じ性質・機能をもっているから、今や可視的・可読的という要件は、文書概念にとって必須のものではないといふのです。そして、現に、マイクロ・フィルムや点字、難解な外国語であっても刑法上は文書とされており、これに異論を唱える説もないのだから、磁気テープや磁気ディスクについても同様に考えるべきだというわけです。

これに対して、もう一つの見解は、文書概念にとって可視性、可読性という要件は本質的なものですから、電磁的記録物は文書ではないし、先に分類したようなコンピュータに加害する犯罪は、現行法上は無罪とするのも止むをえないと考えるのです。そして、この種のコンピュータ犯罪を防止するためには、それに適した犯罪類型を新たに法律によって創設する道を選ぶべきだとするのです。

三 技術革新時代における刑法的対応

(一) 以上は、技術革新に伴って、これまで立法者が予想できなかったような不正行為に対し、刑法的にどのように対応すべきかを考えていただくために、一つの例を示したものでありますが、前者の考え方は、現在存在している刑法の条文を活用して、どちらかという処罰の必要性という見地から刑法を解釈して、処罰の範囲を広げようとするものといえるでしょう。裁判所も、少なくとも文書概念に関しては、その態度をとっています。判例は、電磁的記録物は、それ自体は目に見えないけれども、プリント・アウトすれば必ず見ることができるのだから文書であるというのですが、たしかにプリント・アウトして出てきたものは文書です。しかし、だからといって、その元になる「プラス・マイナス」の磁気を帯びた物体も文書であるというのは、まことに論理の破綻であり、刑法で厳しく禁止されている類推解釈だと思うのです。

私どもは、文書といえそこに文字が書かれていると考えるのが普通です。新しい記録物が登場した現在においても、そのように考えていると思うのです。もちろん点字や速記の記号は本来の意味で

の文字ではありませんが、それが文字に代わるべき可視的・可読的なものであることは明らかです。マイクロ・フィルムは若干問題がありますが、これとても物体上に文字・記号等が表示されている点では、文書としての可視性の要件を備えているのですから、社会一般の通念からして決して文書概念からはずれているとは思えないのです。したがって、これを根拠にして電磁的記録物を文書であるとするのは許されなと思います。としますと、判例のような考え方は、コンピュータに加害する犯罪は、一般の文書犯罪と同じように処罰する必要があるから処罰するということを、唯一の理論的根拠にしているといってもよいと思うのです。

(二) たしかに、書類を不正に改ざんするのも、コンピュータのデータを勝手に改変するのも、公共の信用の保護という見地からみれば、同じように処罰する必要があるかと思えます。そして、あるいはそれが世論ないし社会常識であるともいえます。

しかし、世論において処罰の要求があるから処罰すべきだという発想が、罪刑法定主義という刑法の鉄則を揺るがし、刑法の専制主義的運用をもたらしただけは、ナチス時代のドイツをふりかえってみれば、容易に理解できるものだと思います。もちろん、先のような判例およびこれに同調する人たちが、人権無視の刑法を目論んでいるというわけではありません。しかし、国が人を罰する場合には、いかなる行為をどのように罰するかについて、国会で十分論議を尽くし、それを国民だれもが理解できるように法律をもって明らかにすべきだという原則、すなわち罪刑法定主義の原則を少しでも崩しますと、知らず知らずのうちに暗黒時代に突入するということを、

常に自覚しておく必要があるのではないかと思う次第です。したが
いまして、有害な行為であることがはっきりしているのに、処罰で
きないから刑法の解釈をルーズにして処罰するといった姑息な方法
は捨てて、コンピュータ犯罪として取締るべき内容を、法律をもつ

て国民に示して、そのうえで処罰すべきではないか。「新しいぶど
う酒は、新しい皮袋に」ということこそ王道であると考えるゆえん
です。

(大学法学部教授)

(扉のことはつづき)

これはA・S・ハーディーはその本の題
に示されているごとく、新島の人物と生涯
をその手紙を通して生きた表現しようとし
たのであるからである。

それはそれで、たいへん結構なことであ
ったが、今度の全集の編集にあたる者とし
て非常に困ったことにもなったのである。
つまり新島とはほとんど同時代のハーデー
家の息子A・S・ハーディーは、例の本を
編集した頃には、文筆活動が多かったせい
か、どうも新島の直筆の手紙を原稿にし、
いくらか手直しして印刷屋にまわしたし
い。そして、ハーディー家に宛てられたそ
の新島の手紙は、印刷と同時に姿を消して
しまった、としか考えられない。私は、三
十年余りその手紙の束をあらゆる手段と方
法を使ってさがしくってきただつてもい
だが、全然ヒントさえ表われてこない。冗談
ではあるが、私の悪夢の一つは、この第六

巻が発行されたあくる日に、ミカン箱一つ
ほどのハーディー家宛ての新島の手紙が、
どこかの屋根裏から出てきたという同志社
への連絡である。

上の表を御覧の通り、字数からいくとア
ンドーヴァー・ニュートン神学校にあるも
のの方が同志社に多いが、これは新
島が最初の下宿先となったアンドーヴァー
のヒドウン婦人に厚く恩を感じて、アメリ
カに居る十年近くの間、執筆したものがほ
とんど残っているからである。もちろんそ
の他アメリカン・ボードとのもの、アーム
スト大学との関係のもの、そして一番多く
は、同志社に残っている下書きを含め、い
ただいた先方から同志社へ寄贈されてもど
ってきたものが積って、多い。ほとんど知
られなかったものも出つくしているという
感じだが、もちろんこういう何巻にもわた
り、かつ文通範囲が広く、筆まめな人の全
集の場合は、必ずあとからのあらわれもの

がつきものである。よくもここまで集まっ
たと思い、同志社人に改めて新島の広範囲
にわたる努力をこの第六巻を通して味わ
してほしいものである。

* * *

上の手紙は、新島が岩倉使節の業を経
て、アンドーヴァー神学校にもどり、残っ
た最高学年の途中、恩師シーリー教授と会
うのを楽しみにしていたところ、問題のリ
ューマチ傾向が出かかって、会えなかつた
ら悪しからずというていねいな文章であ
る。新島は Joseph Hardy Neesima と行
く行くはサインすることになるのだが、恩
師ハーディー氏にその許しを得るのは、あ
くる年の末、日本に向う最後の面会の時な
のである。だから、まだア大の総長の座に
ないこの手紙のときは、Prof. Seelze であ
り Joseph Neesima のサインである。

オーテス・ケリー (大学文学部教授)

税制改革の視点

——日米比較と政策シナリオ——

西村理

二つの不均衡要因

二期目の政権を引き続き担当する中曾根首相・レーガン大統領の日米首脳は、似たような懸案事項を抱えて八五年を迎えることになった。財政赤字と貿易収支の不均衡がそれである。折しも両国の今年度税制改革案が出揃ったところで、日米改革案の概要を比較しながらマクロ政策との絡み合いの中で、二つの不均衡の行方を検討していくことにしよう。

米国の税制改革案

米財務省がレーガン大統領に提出した改革案は、個人ならびに法人所得税の軽減および企業への優遇措置圧縮・廃止を求めた税制の簡素化と公平課税が基本方針になっている。具体的には、個人所得税率が現行の14段階から3段階に変更され、最高税率が50%から35%への累進ヘカットされることで個人の税負担額は平均で8.5%軽減されている。法人税率も最高の46%から33%のフラット・タックス

(単一税率)に一本化されている。ところが、設備加速償却は経済的耐用年数に変更され、また投資減税や設備改善および省エネ投資減税は廃止など、優遇措置の削減によって法人の実効負担は逆に25%増の勘定になっている。この結果、改革案による政府税収の増減はゼロと試算され、個人負担の軽減が法人負担の増大によって相殺されるように改革案は仕組まれていると言えよう。

改革案の狙いと米国経済

レーガンの経済再建計画は、(1)財政支出の削減による「小さな政府」の実現、(2)各種減税による貯蓄奨励・投資促進、(3)デレギュレーション(政府規制の緩和)による民間活力の重視、(4)マネタリスト的な反インフレ金融政策、の四本柱で構成されていた。今回の税制改革案も基本的にはこの再建計画の思想に沿った内容になっている。特に改革案の主題に据えられている税制体系の簡素化と公平な税負担の追求は、煩雑な納税申告の簡素化で申告の時間コストと税理士への支払いを軽減することによって民間活力を再生しようとする

る意図がある。同時に行政機構の肥大化をも抑制すること、「小さな政府」を目指すレーガノミックスの政策とも一貫性を保つていえると言えよう。

個人所得の減税は、八一年後半から逐次実施されてきた減税措置の延長線上にあるが、米国の低い貯蓄性向に照らしみれば、貯蓄奨励への効果は余り期待できそうにもない。むしろ今日の経済情勢からすれば、減税によって消費需要を喚起する効果を期待する方が望ましいかもしれない。その理由は後で触れることにしよう。一方、法人税率の軽減は投資の収益率を上昇させ、投資を促進させる効果をもたらす反面、各種優遇措置の圧縮・廃止はマイナスの投資効果を惹き起こすことになる。したがって、改革案の全般的なマクロ経済へのインパクトを一意に決定することは困難になっている。そこで、この問題は産業構造とのかかわり合いの中で詳しく考察することが必要になってくる。

六十年代後半から七十年代にかけて定着した米国経済の長期停滞は、インフレ昂進と投資不足をもたらし、その結果、生産性上昇率の鈍化と生産資本設備の停滞要因になってしまった。この経済情勢を背景にして提出されたレーガン再建計画は、強いアメリカを甦らせるべく特に民間活力を重視し、生産資本設備の拡充を意図していた。たとえば、減価償却期間の短縮措置もその一例である。従来の減価償却が資本設備取得時のドル価額をベースにしてインフレ進行にもかかわらず固定したままで計算されていたため、法人利潤の名目額が増加するに依りて高い法人税率が課せられることになってい

た。その結果、投資収益率の低下・投資不足が発生してしまう会計制度上の欠点があり、これを補うという認識から減価償却期間の短縮措置が採用されていた。ところがここに来て、投資減税や設備加速償却改善の廃止は経済再建計画の政策調整を意図していると思われる。その理由は第一に、八三年から設備投資や住宅投資の伸び率はプラスに転じ、優遇措置の存続は不必要と政策判断されたためと思われる。第二に、ハイテク産業の隆盛や経済のソフト化による産業構造の転換は技術・情報・サービス産業のウエイトを高めている。これらの産業には歴大な研究・開発投資費や人材を確保することは不可欠であるが、設備加速償却や投資減税のメリットを活用する余地はむしろ少なく、新産業の保護・育成の目的には余り効果がないからである。

国際競争力の強化や近代設備への脱皮を目指して設備投資を続けてきた自動車産業や鉄鋼産業にとって、優遇措置の圧縮・廃止は反発材料になるだろう。しかし、米国の巨額な貿易収支の赤字が主として資本財を中心とした輸入の急増によるものであり、レーガノミックスの政策効果と共に米国の経済力が供給能力不足から超過へと転じつつあると考えられる。この時期に個人所得税率を軽減することとは、消費を喚起し内需を高める効果の方が重要になってくる。さらに、供給能力の上昇はいずれ国際競争力を高めることで輸出ドライブがかかり、貿易赤字の不均衡も緩和方向に向かうと予想される。反面、緊縮財政は内需不足による不況への道に進む可能性もあり、米ソ軍縮外交の行方とも絡んで、財政赤字はマクロ的需給バランスにとって是不可避な要素になり兼ねない。

日本の税制改革案

次に目を日本に転じて、首相の諮問機関である政府税制調査会と自民党政務調査会の下にある党税制調査会の答申を検討してみよう。

現行の税制度は名目所得額をベースにして、担税能力応分の負担という能力説に依拠している。その結果、高い累進税率の適用によって、個人所得額の上昇率以上に支払うべき所得税額は脹らんでいくことになる。その上、インフレが進行していく状況では、税引き後の実質所得は逆に目減りする可能性さえもある。今回の両答申では個人所得の減税見送り、物価調整減税も実施されず、さらに、地方税の個人住民税均等割りが現行の五百円から七百円へと引き上げられている。したがって、個人所得税は実質負担増と見なすことができる。

法人税に関しては、公益法人・協同組合の軽減税率を26%から28%への引き上げ、従来の優遇措置であった赤字法人への源泉徴収税額の還付を四年間繰り延べ、製造業や卸・小売業などの貸倒引当金の損金算入率を引き下げる等の増税案が織り込まれている。一方、高度先端技術の開発促進を目的としたハイテク開発促進減税やさらにニューメディア減税が付け加えられている。

大蔵省は六十年代税制改革に臨んで「不公平税制の是正」を打ち出していた。ところが、謂ゆるトウゴウサンの歪みを是正する対策は何も施されておらず、答申が提出されて見れば大蔵省の目論み通り、企業を中心にした法人税の強化で三千百五十億円の税収増を胸

算用する結果に終わっている。まさに今回の答申は税源を探し回るツマミ喰いの増税改革案となり、租税制度それ自体も益々複雑化した内容になってしまったと言えるだろう。行革推進委員会の標榜する「増税なき財政再建」や「行政機構の簡素化」の方針とは完全に逆行している点で、米国の税制改革案とは対称的である。折しも、六十年代政府予算案は表面上、一般歳出の伸び率がマイナスに抑えられたが、改めて「増税なき財政再建」は無理であることが露呈されている。むしろ、大型間接税導入を示唆した増税への道しか残されていない点を国民に強調した予算案でもあり、財政均衡への道程は険しい感がある。

日本経済の見通し

昨年度日本の実質経済成長率は5%台とみられ、マクロ的には日本経済も安定成長の軌道に乗りつつある。しかし、この景気回復も従来の在庫循環的な回復パターンと違った様相を示している。すなわち、企業倒産件数も依然として高水準で推移し、失業率も充分に低下せず、生産活動も業種間で好・不況のバラツキが見られた。たとえば、電気機械や精密機械などエレクトロニクス関連部門では常用雇用は高い伸びを示しているものの、鉄鋼、繊維、石油・石炭などは途上国からの追い上げや市場の飽和状態に苦しんでいた。さらに、消費水準も低迷を続けている状況にあった。したがって、今回の景気回復は、言うまでもなく好調な輸出（外需）に依るものであり、特に米国経済の予想外な高成長に引っ張られた対米輸出の増勢にある。同時にハイテク企業の活発な設備投資需要も堅調で、技術

革新や消費者ニーズの多様化による産業構造・需要構造の転換を伴った輸出・設備投資主導型の好況パターンを描いている。

経済企画庁は日本経済の現状を「国内景気は外需依存型から内需主導型に軌道修正しながら着実に拡大、物価安定の下での数量景気の状態にある」（五十九年経済の回復と展望より）と分析しつつ、今年の見通しについては設備投資の堅調な推移と個人消費や住宅投資の緩やかな増加による内需の力強さを予測している。しかし、今回の答申は経企庁の予測するシナリオをサポートする改革案とは程遠い感がある。個人所得税の実質負担増は回復の遅れている個人消費へ冷水を浴びせることになり兼ねない。また、経企庁の見通しでは、「設備投資は当初、半導体など輸出関連産業のウェートが高かったが、その後の増加には紙・パルプ、繊維など内需依存型産業も貢献、すそ野を広げている」と指摘している。しかし、各種優遇措置の圧縮効果や消費需要の動向によっては、内需依存型業界の先行観はそれ程明るいとは必ずしも言えないかもしれない。とすれば、今年の日本経済も昨年同様、ハイテク景気に支えられた外需依存型の経済から脱皮できそうにもない。その上、ハイテク投資減税措置が輸出ドライブに拍車を加えることもありうる。とすれば、二つの不均衡は当分続きそうな情勢にあると言える。

利子所得税

今回の答申中最大の争点は、利子所得税の扱いにあった。すなわち、不公平税制のもう一つの要因であるマル優（少額貯蓄非課税制度）や郵便貯金などの非課税貯蓄制度改革については、政府税制調

査会が低率分離課税案を、党税制調査会が限度管理強化案を推す分裂答申になったが、大勢としては限度管理強化案で決着する。党高政低になりそうな雲行である。今年度の税制改革があくまでも不公平税制の是正を追求するならば、グリーンカード（少額貯蓄等利用者カード）制度の事実上の凍結・廃止になった現在、限度管理強化案の方がその趣旨に適っている。低率分離課税を支持することは、高所得者に対して低率の利子所得税を支払いさえすれば、不正貯蓄を黙認するという御墨付を与えていることになり兼ねない。ただ、限度管理強化案を採用した場合、預金者本人を確認する有効な手続きや、各預金者の「名寄せ」システムが厳密に実行される手段が存在するかどうかにその成否がかかっている。どちらにしても、収税業務の煩雑さと複雑さは回避できそうにもない。

現行の税体系の中で、少しでも収税をあげたい大蔵省としては低率分離課税に固執する理由は納得できるが、経済的インパクトに関しては両案とも大差はない。限度管理強化は預金手続きを煩雑にしたり、不正預金者への心理的圧迫感を加えることになるので、低率分離課税の導入と同じく実質利子率の引き下げと見なすことができる。ところが、実質利子率の低下が個人貯蓄に及ぼす影響は明確に決定することは理論的に不可能である。利子率の減少は相対的に預金の旨みを削ぐことになって貯蓄を減少させる代替効果と、他方、利子収入が減ることによって将来の手当を今まで以上に強化する必要がある。貯蓄を増加させる所得効果があるために、全体の総合効果は不明になってしまう。ただ、日米の貯蓄制度を比較したとき、非課税貯蓄制度のある日本では貯蓄が有利になっている。そして、米

の法人税率軽減措置によって投資の収益率が上昇すれば、相対的に有利な投資機会が米国で展開されることになる。したがって、日本の高い貯蓄性向や米国の高金利等の諸条件が当分変化しない限り、また日本経済の浮揚力感が未だ不透明な現状では、日本の貯蓄が米国に吸い寄せられていき、日本から米国への資本流出の図式は今年も変化しないと考えられよう。

むすび

レーガノミックスがシナリオ通りの政策効果を実現する上での重要な点は、財務省の税制改革案が議會を通過するかどうかにかかっているが、税制改革案の政策的意図は非常に明解である。そして、米国が壮大な経済実験を比較的容易に着手できるのは、三種分立が確立している大統領制に求められるであろう。それに較べると、日本の改革案はつぎはぎだらけの首尾一貫しない内容に変わり果ててしまっている。この換骨奪胎になる政治的土壌は、日本の政治機構が総理と与党総裁になっている議院内閣制にあり、利益集団（ロビイスト）の利害関係が錯綜するたびに、政策シナリオが骨抜きされたり、葬むられたりしてしまうためである。特に農業や土木建築業の団体を票田とする議員を大量に選出している現状では、全世帯者数の約60%を占める勤労者世帯の総意は反映されず、むしろ特定団体の金食い虫を支える打出の小槌となり、恰好の税収源になっている。まさに、政府と自民党にとって、サラリーマンは生かさぬよう、殺さぬようにするのが得策であることは容易に想像がつく。この分では、国民の不満第一位である「税の不公平」は当分解消されそうに

もない。

（大学経済学部教授）

〔注〕

- (1) 民間信用調査機関の東京商工リサーチの調査によれば、五十九年の負債総額一千万円以上の倒産件数は前年比8.8%増の二万八百四十一件にのぼり、過去最高を記録した。
- (2) 総務庁統計局の労働力調査結果によれば、五十九年の完全失業者数は百六十一万人で、平均完全失業率は2.7%になり、過去最高を記録した。
- (3) 経済企画庁の第五回国民生活選好度調査より。



最近の女子非行について

藤 正 健

一、いま少女達に何が起こっているのか

敗戦後のわが国の少年非行が第三回目の大波を迎え未曾有の発生を続けていたが、ようやく昭和五十九年に入って峠を越えはじめたようである。

しかし、女子少年については質量ともに憂うべき情況を示している。全国的な傾向としてもそうであるが、一部の都市などでは男子少年の非行を女子少年の方が上廻ったところがあらわれたり、男子の特徴であった粗暴行動においても女子少年の数が増加するなど、従来に見られぬ様相をみせている。

筆者が現在勤務する交野女子学院は、法務省の所管する少年院であって、近畿及び中部地方の各府県所在の家庭裁判所で保護処分の方決定を受けて送致されて来る十四歳から二十歳未満の非行のあった少女達を収容し、これらに再教育を授けている機関である。

その当院の収容者についても、非行における女子少年の兆候はあ

らわれていて、昭和五十八年には収容が激増し、収容率一四〇パーセントを越え安定した生活と教育の展開に苦労した次第であった。

以下、当院に送致された少女達の実態を通して、いまわが国の少女達に何が起こっているのかを情報提供して、少年非行を乗り越えるために何をなさねばならないかを考えていただきたいと念願するものであります。

二、粗暴兇悪化

従来から女子少年の非行では、物に対する行為である窃盗が圧倒的に多く、当院にあってもその傾向は同様であったが、最近では減少し、それに替まるものとして人の生命・身体に対する非行である兇悪（殺人・強盗・放火・強姦・粗暴（暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合）などで送致されてくる者が増加している。

当院も創設以来三十六年をすぎたところであるが、「女子に強姦なし」と言われている常識を破り昭和五十八年末に強姦事件の主犯

として入院してきた中学三年生があらわれて以来あとをたため有様である。

また、傷害で入院する少女達の様相も、筆者が男子少年院、それも非行の進んだ少年達を対象とする施設で勤務していたときに、暴力団の金パツチクラスから聞かされた残忍なリンチレベルの行爲をやってくるようになってきた。いま、学校で小・中・高をとわずに問題になっている「いじめ」と源を同じくするものとして、この深刻な現実を受けとめねばならない。

強姦事件の少女にしても、被害者の少女に対して深い理由もなく、自分達の不良グループから脱出しようとしたことが許せない、痛めつけるために強姦を考え、男の子を準備し、被害者を誘い込み、男の子に命じて強姦をさせ、自分達もほう助し、同時にその状況を録音をとり、泣きくずれている被害者にそれを聞かせて、そのテープの公開をたてにして口止めをしたり、強姦終了直後に、各種のビンで少女達が被害者の局部に大けがをさせるなど残忍さを楽しむかのである。

傷害にしても、「自分の男に手を出した。許せない。」と、ガスライターで被害者の体毛を焼ききり、さらに、樹の枝で局部を傷つけるという風に、直接的な原因は単なる口実で、内にある欲求不満を吐き出すかのように思える。

少女達が、なぜこんなに荒れるのだろうか。

現在、非行少女達の立ち直りを担当していて感じることは、まず女性の地位の問題がある。

女性にとって、自立とは何か？ また、「女だから」「女の子だから」と、家庭・学校・社会での抑圧はなくなったか？ ということ

ら」と、家庭・学校・社会での抑圧はなくなったか？ ということについての点検、考察が必要であろう。

さらに、男女ともに、「豊かな情操」を育ててきたかを考えてほしい。

物的には豊かになったが、心とくに感情において、他人の痛みのわかる人間に育ったかを考えねばならない。

三、薬物乱用化

男女ともに薬物乱用化は重要な問題であるが、女子において特に顕著である。

当院においては、送致事件としては大きな変化はないが、薬物乱用経験者は三年前に比して三倍をこえている。

薬物乱用とは、覚せい剤・有機溶剤（シンナー・トルエン・接着剤・塗料など）・睡眠剤・鎮痛剤・マリファナなどを乱用することであって、そのなかで経験別に見ると一番多いのが有機溶剤で八八％、次に覚せい剤五〇％、マリファナ一〇％、睡眠剤・鎮痛剤九％という順序で、一人で二種以上の経験をもつ者が多く、全く経験なしは一〇％である。

女子における覚せい剤乱用者は、成人女子についても増加しているが、特に中学・高校生年代の少女達が激増している。

これには暴力団が、資金源として少女達を利用するためであって、覚せい剤と売春の一石二鳥をねらっているからであり、少女達を狙い打をしていると言えよう。ある少女は、盛り場でやさしい誘惑の声をかけられ、暴力団のマンションにつれ込まれて、組長の情

婦的な位置におかれ、甘い生活を妊娠するまで続けることになった。妊娠すると組の幹部のあねさんにつれられて中絶手術を受け、マンションに帰ると、今までと全く扱いが変わり、手術代数十万円を請求され、その支払いの代わりに売春を繰り返すこととなり、それと同時に覚せい剤をうたれしぱりつけられてしまった。何度か逃げ出そうとするが、捕まるたびに半死半生のリンチを受け、薬物の効果とともに心身ともにボロボロになってしまった。

当院の少女達の場合は、薬物乱用の恐ろしさは身にしてみているが、その動機については「好奇心」とか「人がやっているから」、「すすめられて」という風に、極めて表面的なレベルでしか答ええない。指導が進むにつれてだんだん、深まってきて「家が面白くなかったのだ」と、親子関係の不満を述べるようになって薬物との絶縁への階段を昇りはじめる。

しかし、本人の決意とは別に、暴力団とのかかわりが更生には大きな鍵を持っているので、当院ではその指導にも力を入れている。大別すると、当院の少女達は次の五つに類別出来る。

1、遊び型 暴走族その他の不良仲間との付き合いのうちに、覚せい剤をうち暴力団との直接的な関係はない。覚せい剤代金の不足から、仲間の男の世話で売春をしたり、暴力団員に紹介を受けて身体で覚せい剤を手に入れたりする。

2、マスコット・ガール型 暴力団との付き合いの日も浅く、チャホヤされている段階で、自分にとっては悪い人でないと考えている。

3、内妻型 暴力団と知り合い、覚せい剤と同棲がほぼ同時にあ

らわれ、だんだんと生活費と覚せい剤代をかせぐため売春にいったったり転落して行く。

4、転落型 売春・中絶・性病と心身ともにボロボロになり非行歴を深める。自分の惨めさ、おろかさに気づき、覚せい剤をやめ男とも手を切ろうとするが断ち切れず、更生への意欲や自信をなくしている。

5、あねご型 暴力団の幹部級の情婦となって、覚せい剤密売を手伝ったり、年下の少女を売春させたり、組員の面倒を見たり、暴力団を生活の場としている。

以上のように暴力団の存在が少女達にとって極めて大きな転落源であり、また、戦後のわが国での覚せい剤の歴史は、暴力団の歴史でもあり、暴力団の存在を容認する大人の姿勢が問題であることを認識してほしい。

また、覚せい剤と有機溶剤はその薬理効果は顕れ方が違うが、共に自己の心を苦しみから逃避させ、ごまかすにすぎないのであるから、男女とも少年達に使用させぬよう、心身ともに強く、自立させることが大切である。

四、性の問題

いま静かに拡大されている問題に「性」がある。中学生年代に性体験を持つ少女が増加しているし、中絶人口も十代が最高、中学生年代が激増ともいわれ、売春の問題もあり深刻である。

当院のように非行少女のなかでも、問題の進行している少女達であるので、性体験を持っている者は、常時（入出院が不定期で絶え

ず流動しているのに) 九五%以上である。

初体験は、十四歳が一番多く、十三歳がそれに迫り、第三位が十五歳であつて、その他は十五歳の人數より少なく、早い者で九歳、遅いものは十九歳という状態である。

いま、全国の少女の初潮年齢は十二歳が一番多いのであるが、当院の少女達も同様であつて、非行少女が早熟とは言えないと思う。

しかし、当院の少女達の初体験は初潮から早い者で六カ月以内、一年以内と二年以内遅くても三年以内という状況である。

このような性体験の早期化は、現在のわが国の少女達全体にも流れている傾向であり、事態を把握することが困難であるだけに案ぜられる。中絶だけでなく性病の問題もあり、性衝動にかられた性行為が、常に女子にとっては被害者になりやすいし、男子の性は加害者の無責任になりやすい。だから、性の問題は女子にとって重大なのである。

しかるに当院の少女達の性に対する意識を初体験の動機で観てみると次の通りである。

- 1、なんとなく 四〇% 男と女が交際していたら、そこまで行くのはあたりまえで、特別の感慨もなかった。
- 2、遊びで 二五% 大学生のコンパをまねたパーティでそこまで行った。
- 3、積極派 二〇% 男と女の間には性しかない。自分から男を選んで軟派したと主導権を主張する。
- 4、その他 一五% 強姦またはそれに近い状況で自分の意志でなく体験した。

以上のように、性に対する意識は大きくさまがわりをしているといえよう。

まず、一番多い「なんとなく」は、戦後第三の波といわれた昭和四十八年以降にあらわな少年非行全体の特徴であつて、主体性なく周囲の雰囲気によつて理性的判断をこえて非行を行う姿と一緒にあつて、性に対して少女達までもがと考えると哀しい。

「遊びで」にしても、「なんとなく」と同様であり、特にわけのまでもないと思うが、「積極派」になると、「なんとなく」とは異なつたもので、一番問題ではなからうか。

彼女らの言い分によると、「男はセックスを与えてやると何でも言うことを聞く」と強がりを見せ、「好きな男とセックスするときにはラブホテルへ行く。ホテル代は自分が払つてきた。」と言つので、「どうして男にも払わさないのか」と聞くと、「男に代金を払われたらみじめや」とまで言う者もいた。

それなら「ホテル代がよう続くなあ。」と言つと、「小づかいがほしいときは、ナイス・ミドルのおじさまに声かけて軟派する。そのときは一流のホテルでセックスする。だまっていでも小づかいをたくさんくれるのや。」「それやったら売春じゃないか。」「いいや、おじさまと軟派しただけ。」とつそぶく。

また、中学三年生でマントルで数千万円の財をなした少女まであらわれると、まさに少女達の性について目を見るばかりである。婚前セックスの是非とか、純潔教育などを問題にするつもりはないが、根本的に性教育のあり方を考えねばならないのであつて、特に「人間の性についての精神的な意義」をきちんと教えねばならな

いと考えている。

また、当院に送致される少女の四〇%が虞犯事件であり、そのうちの相当数が、「犯罪性のある人との同棲」とか、「不純異性交遊」である。特にこの不純異性交遊とは警察関係の定義では、「性的刺激または性交渉を目的とした異性間の不純な交際のこと」「不純な性交をし、又はそれを目的として時間的、場所的に不健全な交遊をする行為である」とされている。

何を「不純」「不健全」というか、また、これが少年少女にのみ適用され、法の対象とされていることに疑問がある。いま少女達にある性の問題の発生要因をより明確に把握して、心の問題として考えねばなるまい。

五、おわりに

極めて浅薄に、いま少女達に起こっている現象について、その主たるものを報告したが、これを乗り越えるためには、何が必要か？

- 1、豊かな情操を育てる。
- 2、現実原則に生きることを学習させる。
- 3、生き甲斐をつかませる。
- 4、自立への援助をする。

臨時教育審議会が設置され一段と教育改革論争がにぎやかになったが、人間形成にとって最も重要な「心の育成」を今こそ考えねばならないと訴えたい。

(昭和二十七年大学文学部社会学科卒業・法務省交野女子学院長)

同志社談叢 第四号

論 文

アーモスト館五十年の歩み(仮題)……………

悲劇の日本銀行総裁・深井英五……………

—金融政策の激動期を生きた同志社人—

同志社の近代建築(下)……………

—遺構と資料……………

同志社常議員会録事……………

—自明治二十三年四月 至明治三十一年七月

組合教会臨時総会決議・議事録時抄・懇談会記事

(明治二十一年十一月二十三～二十八日、於大阪教会)

新島襄に関する文献ノート(其の三)

(頒価 一、〇〇〇円)

同志社談叢 第五号

論 文

原六郎と同志社……………

新島襄と柏木義円(その一)……………

—柏木資料からみる思想的関連—

同志社第十代総長 湯浅八郎……………

同志社女子部管理方改革について……………

資 料……………

ハリス理化学校関係資料……………

同志社理事会常務委員会記録……………

—自・明治四十四年九月六日 至・大正七年九月九日—

新島襄に関する文献ノート・その四—著者・筆者別—

同志社に関する文献目録……………

(頒価一、〇〇〇円)

発行・同志社社史資料室……………

取扱い・同志社収益事業課
(電〇七五—二五一—三〇三七〜八)